

サービス労働反対！必要な時間は労働時間として認めよ！ 時間も付けずに、出区点検項目を増やすな！

2月16日、名古屋地本は申第8号の「出勤・終了点呼等の準備時間と出区点検時間の見直しについて」業務委員会を開催しました。

1. 職場においては、出発点呼時に事故掲示等の書き写しの作業を指定されているが、準備時間内にできないため所定の時間より前に作業を行う現状になっている。準備時間を増やすか、掲示の書き写しをなくすこと。

回答：必要な時間は確保している。

組合：社員が早く出勤してきて、手帳書きを行う現場での実態を把握しているのか。

会社：必要な時間は確保している。会社が指示して早めに出てきなさいとは言っていない。

組合：決められた時間内にできないから早めに作業に取りかかるのだ。

会社：社員が自主的に行うことを駄目だとは言わない。

組合：点呼前に行うことが増えていることは把握しているか。

会社：掲示の閲覧は以前からやっている。

組合：必要な時間が足りないから要求になっているのだ。多くのことをやらせているのだから必要な時間はつけるべきだ。

2. 運転士・車掌の点呼時間、出勤時間が重なると当直カウンターに列ができ点呼が遅れ、その後の出区点検、移動時間等が無くなっている。点呼する窓口と管理者を増やすこと。

回答：その様な考えはない。

組合：点呼が集中した時など行列ができる。出発点呼などは、一人5分以上かかり3人も並べば10分も待たなければならない。その結果、列車の発車するまでの時間がなくなり、慌てて列車に行く事になる。

会社：区の実態が違うから一律で指導することはできない。これにより出場遅延した事例はない。

組合：当たり前だ。乗務員がカバーしているのが分からないのか。

会社：管理者は発車時間を見ながら行っている。

組合：余裕をもって次の作業に入れるように方法を考えるべきである。また点呼時間が長くならないように各現場を指導すること。

3. 乗務報告書の作成にあたって、作成時間は超勤扱いとすること。

回答：必要な時間は確保している。

組合：勤務時間外で作成した時間はすべて超勤を付けるべきである。

会社：乗務報告書作成時間は確保されている。

組合：確保されている時間とは、どのような時間なのか。

会社：準備報告時間と折り返し時間、徒歩時間などで余った時間である。

組合：乗務員勤務の中にいわゆる「みなし労働時間」が発生しているということか。
会社：労働時間の中には実際に作業していない時間がある。
組合：みなし労働時間があるという認識を持っていることを確認する。
会社：実際名古屋運転区から名古屋駅6番詰所まで歩くと余る時間がある。
組合：徒歩時間は当時実測して決めたのではないか。当時の議論を無視していることを確認する。
組合：一生懸命考え20分かかって作成したが、「これで20分かかったのか」と言う管理者が存在する。
会社：10行書くのに1時間かかれば1時間付けろということか。
組合：そうだ。書かせているのだから、必要な時間は超勤とすること。

4. 事故報告書は休養前など勤務の途中で求めず、勤務終了後に行うこと。

回答：回答保留

組合：事故報告書と書かれていたが乗務報告書の誤植であった。睡眠時間が短い中で、休養前に乗務報告書を書かせ、何度も書き直しを命じることは安全を阻害する。
会社：睡眠時間が必要であることは認めているが、安全を確保するために報告を求めているのだ。
組合：逃げも隠れもせず、翌日には戻ってくるのだ。必要なことだけ口頭で聞けばいいのではないか。
会社：報告を出す出さないは、会社が判断する。
組合：ダイヤが乱れて、到着が遅れ寝る時間が少ないときにも乗務報告書を求めてくる。運用課が報告書を求めているからこのようなことになる。現場の管理者も大変である。
会社：お客様とのトラブルなどは早めに把握しなければならない。
組合：乗務員の安全確保が最大の重要課題である。

5. 乗務終了から終了点呼までに行う事が多くあり、時間が少ないので準備報告時間を長くすること。

回答：そのような考えはない。

6. 出区点検時のドア試験の際、曲線により後ろの車側灯が確認出来ない場合、移動して確認することになるので、そのための時間を確保すること。

回答：必要な時間は確保している。

組合：実態を調査したのか。車側灯の確認に車両から降りて確認するように指導されている。
会社：個人的にでやっているのではないか。
組合：降車して確認するように言われているから問題になっている。出区手順にないことをやらされている。
会社：確認しなければ、まずいのでやってもらう。
組合：見えにくい場所は決まっており、必要な全員がやるべきであり、そのための時間もつけるべきだ。
会社：車側灯の確認はしてもらおう。時間が足りないという認識はない。
組合：個別に指導して、時間も付けずにやらせることは大きな問題である。
会社：個別に指導するかは会社が決める。
組合：だから、指導するならば時間を付けろと言っているのだ。

7. 出区点検時間が短いため、車両故障等のトラブルが発生すると連絡、処理に時間がか

かり点検時間が無くなり所定の点検ができないので改善すること。

回答：回答保留

会社：所定の点検がやられていないとすれば問題である。

組合：短い出区点検時間で故障等のトラブルに対応することはできない。

会社：出区点検時間では故障等のトラブルに対応する時間は取っていない。3分故障対応にかかれば3分遅れることは承知している。まずは安全輸送を優先してほしい。

組合：遅れたことに、クレームを付けないならば承知した。

8. 伊那松島運輸区では総点検時掲示物を記入し提出するが、面談と指導により終了点呼時間内に点呼ができないので掲示物の記入を止めること。

回答：そのような考えはない。

9. 出区点検で臨時に点検箇所と項目（過去の例、トイレ・無線機など）が、発生したときは実質の時間を付けること。

回答：必要な時間は確保している。

10. A T S - P T 導入関連による出区点検項目が増えているので、出区点検の時間を増やすこと。

回答：そのような考えはない。

組合：9と同様な議論になるが、例えば4両は10分しかない中で確認することは大変である。

会社：問題はない。

組合：実際に、4両が10分で出区点検ができるのか時間を計るべきだ。運輸課・現場は簡単に対策として、点検項目を増やしてくるがこのことは問題である。実態を調査すること。

以 上